

【憲法改悪阻止闘争ニュース No.54】

「東京司法九条の会」で憲法講演会

水島朝穂教授が司法と憲法9条を語る



【東京司法九条の会発】裁判所職員とOBで構成する「東京司法九条の会」は9月15日、水島朝穂氏（早稲田大学法学学術院教授）を招いて、「司法と憲法第九条—長沼ナイキ基地訴訟第一審判決から36年」と題して講演会を行いました（写真）。

水島先生は今年4月、長沼訴訟の福島重雄元裁判長らとの共著で「長沼事件・平賀書簡—35年目の証言」（日本評論社）という本を出版されています。

■憲法を根拠にした平和的生存権

いわゆる長沼判決は、1973年9月7日に札幌地裁で出されました。北海道長沼町での航空自衛隊ナイキ地対空ミサイル基地建設に際し、国有林の一部が保安林指定解除されたことに対して、憲法違反の自衛隊基地のための指定解除は「公益上の理由」に該当しないとして、地元住民が処分の取消を求めた行政訴訟でした。

判決は、憲法前文を根拠に平和的生存権の裁判規範性を認め、自衛隊は憲法9条によって保持を禁じられている「戦力」にあたるとして、原告の訴えを認めました。しかし札幌高裁は、代替施設の完備により原告らの訴えの利益はなくなったとして訴えを却下、自衛隊違憲の主張に対しては、統治行為論をとりました。最高裁も同様の理由で上告を棄却し、憲法判断はすべて回避しました。

■司法には、できることがまだまだある

一審判決があった時、水島先生は20歳の学生で、高田馬場駅で当日の新聞全紙を購入されたそうです。その実物を見せていただきましたが、すべて茶褐色に変色していて、歳月の重みを感じました。どの新聞も一面は「自衛隊は違憲」という大見出しでした。

水島先生は「歴史というのは、偶然の積み重ね。福島（裁判官）さんは決してベテランではなく、裁判長を務めるのは初めてだった。たまたま役目が回ってきた。しかし結果、各方面からいろいろ言われたり、叩かれたりすることになった。また、あちこちにひっぱりだされそうにも

なった。いずれも福島さんの本意ではなかった」、「福島さんは特別なことをしたわけではない。素直に正直に憲法と向き合えば、他の裁判官でも同じ結論が出たはず」と話しました。そして、「なぜ36年たった今なのかと言えば、司法にはできることがまだまだある、その原点を確認したい」、「たかが9条、されど9条、強力なパワーを持っている」等々と力強く話しました。水島先生の軽妙な語り口に引き込まれ、あっという間の1時間半でした。

質疑の時間に参加者した書記官が、「異動してこられた福島裁判官と東京地裁の職場で一緒に。青年部のハイキング等にもお誘いして交流した」という体験を語り、先生も参加者もびっくり！という場面もありました。

難しいテーマだと受けとられたのか、OBに比して現役世代の参加者がやや少なかったのが残念でしたが、今後も東京司法九条の会では、平和憲法を守るためのとりくみを行っていきます。

(東京司法九条の会事務局 本藤ひとみ)